

# 令和元年度 第2回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和元年5月8日(水) 午前11時20分から11時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久  
委員 小松哲也  
委員 中本久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本晴彦 次長兼任用課長 山添久  
給与課長 川口豊長 主 幹 尾田聡子  
係長 毎野卓実 係長 高多孝典
- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

議案第1号 選考により採用する職の承認について(医療技術職)

議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(勤務時間関係)

議案第3号 人事委員会規則の一部改正について(公平委員会事務委託公共団体の管理職員等範囲規則関係)

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

選考により採用する職(医療技術職)の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

#### 1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
臨床検査技師	1名程度	・平成30年8月に実施した採用試験の合格者(国家資格の取得見込みを要件とした者)が国家試験不合格であったことによる欠員補充。

#### 2 採用予定日

令和元年9月1日

#### 3 選定方法

病院局において選考を実施。

##### (1) 試験内容

専門試験(専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験)、面接試験(個別面接による人物、専門的知識についての口述試験)

- (2) 受験資格
  - ア 年齢  
昭和34年4月2日以降に生まれた者
  - イ 資格・免許  
臨床検査技師免許を有する者

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- 5月14日（火） 募集開始
- 6月14日（金） 募集締切
- 6月30日（日） 試験日
- 7月12日（金） 合格発表

4 人事委員会の判断

臨床検査技師については「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第2号

人事委員会規則（勤務時間関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり規則の一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則の名称

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

2 概要

(1) 改正内容

夏季休暇の取得期間を次のとおり改正する。

（現 行）7月～9月 日数 5日

（改正後）6月～9月 日数 5日

(2) 改正理由

知事部局においては、夏季における業務効率の向上及び職員のワークライフバランスの推進を図るため、平成24年度から6月1日から9月30日までの期間に夏季特例勤務制度（勤務時間を30分～1時間の範囲内で前倒し）を運用しているところ。

夏季休暇の取得期間についても6月からとすることにより、職員の休暇取得時期の選択肢を拡げ、夏季休暇取得率の向上を図るとともに、夏季特例勤務制度の運用と併せて業務効率の向上とワークライフバランスの一層の推進を図りたい。

3 施行日

公布日

◇議案第3号

人事委員会規則（公平委員会事務委託公共団体の管理職員等範囲規則関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

**【説明】**

次のとおり規則を改正しようとするもの。

**1 規則の名称**

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

**2 改正概要**

智頭町において行政組織の改正が行われたことに伴い、同町における管理職員等の範囲について所要の改正を行う。

(1) 智頭町の教育委員会事務局の管理職員等に参事の職を追加する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

**六 次回人事委員会の開催**

令和元年5月23日（木）午前9時40分から開催することとした。